

議案第4号

教育庁等の組織改編に伴う関係規則の整備に関する  
規則について

教育庁等の組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則を別紙のとおり定め  
る。

平成23年3月9日

沖縄県教育委員会

(別紙)

教育庁等の組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則

(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)

第1条 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表義務教育課の項中「義務教育班」を「義務教育指導班 学力向上推進班」に改め、同表保健体育課の項中「健康体育班 スポーツ振興班」を「健康体育班」に改め、同表中

文化課	文化班 文化財班 記念物班	を
-----	---------------	---

文化財課	管理班 文化財班 記念物班 史料編集班	に改める。
------	---------------------	-------

第7条第11号を次のように改める。

(1) 実習船の造廃に關すること。

第7条中第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、第12号を第15号とし、第11号の次に次の3号を加える。

(12) 実習船の管理運営についての、学校との連絡調整に關すること。

(13) 実習船の運航及び実習に伴う関係省庁との連絡調整並びに報告等に關すること。

(14) 実習船運営協議会に關すること。

第9条第2号及び第3号を削り、同条第4号を同条第2号とし、同条第5号を同条第3号とし、同条第6号を同条第4号とし、同条第7号中「体育団体」を「学校体育団体」に改め、同号を同条第5号とし、同条第8号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 学校における災害対策の総括に關すること。

第9条中第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を第9号とする。

第11条の見出し及び同条中「文化課」を「文化財課」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 文化財に關すること。

(2) 文化財関係団体に關すること。

(3) 埋蔵文化財センターに關すること。

(4) 博物館に關すること。

(5) 博物館・美術館に關すること（沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則（平成23年沖縄県教育委員会規則第 号）により委任される事務に關するものを除く。）。

(6) 琉球歴史及び沖縄県史の資料の収集、編集及び発行に關すること。

(7) 琉球歴史及び沖縄県史の史料の調査研究及び史料の活用に關すること。

(8) 美術品としての銃砲刀剣類の登録に關すること。

(9) 学校における芸術文化に關すること。

第13条の2を削る。

第15条第3項中「文化課」を「文化財課」に改める。

第21条第1項中「及び実習船運営事務所」を削り、同条第2項中「又は実習船運営事務所」を削る。

第23条第1項中「及び実習船運営事務所」を削り、同条第2項中「又は実習船運営事務所」を削る。

第26条中「、社会教育主事補」を削る。

第27条の表中

社会教育主事	社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える。	を
社会教育主事補	社会教育主事補	上司の命を受け、社会教育主事の職務を助ける。	

社会教育主事	社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える。	に、
	専門員 保健体育主事 統計主事	上司の命を受け、専門的事務に従事する。 上司の命を受け、保健体育に関する専門的、技術的な指導に従事する。 上司の命を受け、指定統計調査その他の統計調査の事務に従事する。	を
	専門員	上司の命を受け、専門的事務に従事する。	に、
	技師 船長 機関長 通信長  一等航海士 二等航海士 三等航海士 一等機関士 二等機関士 三等機関士 通信士  指導教官 甲板長 操機長 操舵手 司厨長	上司の命を受け、技術に従事する。 上司の命を受け船員法（昭和22年法律第100号）第2章に定める職務を行う。 上司の命を受け、実習船の機関に関する業務を掌理する。 上司の命を受け、実習船の通信に関する業務を掌理する。  上司の命を受け、実習船の航海に関する業務をつかさどる。  上司の命を受け、実習船の機関に関する業務をつかさどる。 上司の命を受け、実習船の通信に関する業務をつかさどる。 上司の命を受け、実習生の指導にあたる。 上司の命を受け、実習船の甲板における業務をつかさどる。 上司の命を受け、実習船の機関操作に関する業務をつかさどる。 上司の命を受け、実習船の操舵に関する業務をつかさどる。 上司の命を受け、実習船の厨房に関する業務をつかさどる。	を
その他の職員	保健体育主事補 運転士 主任 甲板員 機関員 司厨員	上司の命を受け、保健体育主事の職務を助ける。 上司の命を受け、運転業務に従事する。 上司の命を受け、実習船の甲板、機関及び厨房に関する業務を分掌する。 上司の命を受け、実習船の甲板における業務に従事する 上司の命を受け、実習船の機関における業務に従事する。 上司の命を受け、実習船の厨房に関する業務に従事する。	

	技師	上司の命を受け、技術に従事する。	に改める。
その他の職員	運転士	上司の命を受け、運転業務に従事する。	

第29条中「、教育事務所及び実習船運営事務所」を「及び教育事務所」に改める。

第31条第11号を削る。

第33条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

(沖縄県立教育機関組織規則の一部改正)

**第2条 沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。**

第5条中「沖縄県立石川青少年の家、沖縄県立玉城青少年の家、」を削る。

第20条の表中

その他の職員	司書補 運転士	上司の命を受け、司書の職務を助ける。 上司の命を受け、運転業務に従事する。	を
その他の職員	運転士	上司の命を受け、運転業務に従事する。	

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

**第3条 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。**

第48条第2項中「、その他」を「その他」に改める。

第54条第1項中「、警備員、副主査、主任」を削り、同条中第5項から第7項までを削り、第8項を第5項とし、同条の次に次の2条を加える。

(実習船の管理及び運営のための職員)

**第54条の2 水産に関する専門教育を主とする学科を置く学校には、実習船を管理し、及び運営するため、船長、機関長、通信長、一等航海士、二等航海士、三等航海士、一等機関士、二等機関士、三等機関士、通信士、指導教官、甲板長、操機長、操舵手及び司厨長を置くことができる。**

2 船長は、校長の監督を受け、船員法（昭和22年法律第100号）第2章に定める職務を行う。

3 機関長は、上司の命を受け、実習船の機関に関する業務を掌理する。

4 通信長は、上司の命を受け、実習船の通信に関する業務を掌理する。

5 一等航海士、二等航海士及び三等航海士は、上司の命を受け、実習船の航海に関する業務をつかさどる。

6 一等機関士、二等機関士及び三等機関士は、上司の命を受け、実習船の機関に関する業務をつかさどる。

7 通信士は、上司の命を受け、実習船の通信に関する業務をつかさどる。

8 指導教官は、上司の命を受け、実習生の指導にあたる。

9 甲板長は、上司の命を受け、実習船の甲板における業務をつかさどる。

10 操機長は、上司の命を受け、実習船の機関操作に関する業務をつかさどる。

11 操舵手は、上司の命を受け、実習船の操舵に関する業務をつかさどる。

12 司厨長は、上司の命を受け、実習船の厨房に関する業務をつかさどる。

**第54条の3 前条の規定により船長その他の職員を置く学校には、必要に応じて、主任、甲板員、機関員及び司厨員を置くことができる。**

2 主任は、上司の命を受け、実習船の甲板、機械及び厨房に関する業務を分掌する。

3 甲板員は、上司の命を受け、実習船の甲板における業務に従事する。

4 機関員は、上司の命を受け、実習船の機関における業務に従事する。

5 司厨員は、上司の命を受け、実習船の厨房に関する業務に従事する。

第60条第1項中「第59条」を「前条」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部改正)

- 2 沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「県立学校職員」を「県立学校職員（沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。）別表第3に規定する海事職給料表の適用を受ける職員（以下「海事職給料表適用者」という。）を除く。）」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 公立学校に勤務する職員（海事職給料表適用者に限る。）の勤務時間は、毎52週間につき1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、校長が定める。

第4条第1項中「、実習船運営事務所」及び「（実習船運営事務所に勤務する職員であつて沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）別表第3に規定する海事職給料表の適用を受ける職員（以下「海事職給料表適用者」という。）を除く。）」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

(沖縄県歴代宝案編集委員会規則の一部改正)

- 3 沖縄県歴代宝案編集委員会規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育庁文化課」を「教育庁文化財課」に改める。

(沖縄県埋蔵文化財事務処理規則の一部改正)

- 4 沖縄県埋蔵文化財事務処理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「沖縄県教育庁文化課」を「教育庁文化財課」に改める。

# 規則案の概要説明

部課名 教育庁総務課

## 1 改正を必要とする規則の名称

- (1) 沖縄県教育庁組織規則
- (2) 沖縄県立教育機関組織規則
- (3) 沖縄県立高等学校管理規則
- (4) 沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則
- (5) 沖縄県歴代宝案編集委員会規則
- (6) 沖縄県埋蔵文化財事務処理規則

## 2 改正の経緯及び必要性

平成23年度に以下のとおり組織改編等を行うこととしており、これに伴い関係規則の規定を改正する必要がある。

- (1) スポーツに関する事務（学校体育を除く。）を知事部に移管することに伴う保健体育課スポーツ振興班の廃止
- (2) 文化に関する事務（文化財保護を除く。）を知事部に移管することに伴う文化課及び同課文化班の名称変更
- (3) 義務教育課への学力向上推進班の設置及び同課義務教育班の名称変更
- (4) 文化課への史料編集班の設置
- (5) 実習船運営事務所の廃止（学校への機能の移管）
- (6) 博物館・美術館の管理に関する事務の知事部担当部長への委任
- (7) 石川青少年の家及び玉城青少年の家への指定管理者制度の導入

## 3 改正案の概要

- (1) 教育庁等の組織改編に伴い下記規則の規定の整備を行う。
  - ア 沖縄県教育庁組織規則
  - イ 沖縄県立教育機関組織規則
  - ウ 沖縄県立高等学校管理規則 1日
- (2) この規則は、平成23年4月から施行する。（附則第1項）
- (3) 沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則、沖縄県歴代宝案編集委員会規則及び沖縄県埋蔵文化財事務処理規則の規定の整備を行う。（附則第2項から第4項まで）

## 4 添付資料

新旧対照表

## 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）新旧対照表

改 正 案

現 行

## (課及び班等の設置)

第3条 本序に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班又はセンターを置く。

課名	班名
総務課	総務班 給与制度班 教育企画班
財務課	財務班 学校予算・振興班
施設課	企画財産班 営繕班 助成班
福利課	健康管理・共済班
県立学校教育課	県立学校教育課 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育班
義務教育課	義務教育課 人事班 義務教育班
保健体育課	保健体育課 健康体育班 (削る)
生涯学習振興課	生涯学習振興課 管理振興班 社会教育班 生涯学習班 生涯学習推進センター
文化財課	文化財課 記念物班 文化財班 記念物班

## 第4条から第6条 (省略)

## (県立学校教育課の分掌事務)

第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立学校に關し、次に掲げる事務（次条第10号に掲げる事務を除く。）を行うこと。  
 ア 学校の組織編制、教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。  
 イ 児童・生徒及び幼児の入学（就学）、退学、転学、休学及び卒業に関すること。  
 ウ 教科書その他の教材に関すること。

産業教育、定時制教育及び通信教育に関すること。

エ 学校職員の任免、服務その他の人事に関すること。

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。

学校職員の研修に関すること。

学校級編制及び教職員定数に関すること。

## 第4条から第6条 (省略)

## (県立学校教育課の分掌事務)

第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立学校に關し、次に掲げる事務（次条第10号に掲げる事務を除く。）を行いうこと。  
 ア 学校の組織編制、教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。  
 イ 児童・生徒及び幼児の入学（就学）、退学、転学、休学及び卒業に関すること。  
 ウ 教科書その他の教材に関すること。

産業教育、定時制教育及び通信教育に関すること。

エ 学校職員の任免、服務その他の人事に関すること。

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。

学校職員の研修に関すること。

学校級編制及び教職員定数に関すること。

教科書その他の教材に関すること。

産業教育、定時制教育及び通信教育に関すること。

エ 学校職員の任免、服務その他の人事に関すること。

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。

学校職員の研修に関すること。

学校級編制及び教職員定数に関すること。

- ケ その他学校教育に関する指導・助言並びに学校の管理運営に関すること。
- (2) 県立学校の通学区域に関すること。
  - (3) 県立学校の学科編成に関すること。
  - (4) 生徒指導の企画及び総合調整に関すること。
  - (5) 特別支援学校及び特別支援学級に対する教育その他の教育の振興に関する教育の振興に係る総合的企画並びに必要とする幼児、児童及び生徒に関すること。
  - (6) 管理職選考試験に関すること。
  - (7) 育英奨学及び人材育成に関すること。
  - (8) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。
  - (9) 総合教育センターに関すること。
  - (10) 教育研究団体に関すること。
  - (11) 実習船の造廻に関すること。
  - (12) 実習船の管理運営についての、学校との連絡調整に関すること。
  - (13) 実習船の運航及び実習に作う関係省庁との連絡調整並びに報告等に関すること。
  - (14) 実習船運営協議会に関すること。
  - (15) 外国語指導助手に関すること。
  - (16) 公私立高等學校協議会に関すること。
  - (17) 職員団体に関すること。

## 第8条 (省略)

## (保健体育課の分掌事務)

- 第9条 保健体育課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学校体育に関すること。
  - (2) 学校保健に関すること。
  - (3) 学校安全指導に関すること。
  - (4) 学校給食に関すること。
  - (5) 学校体育団体、学校衛生団体及び学校給食団体に関すること。
  - (6) 学校職員及び児童・生徒の健康管理並びに環境衛生に関すること。
  - (7) 学校における災害対策の総括に関すること。
  - (8) 災害共済事務に関すること。
  - (9) その他保健、体育及び給食に関すること。

## 第8条 (省略)

## (保健体育課の分掌事務)

- 第9条 保健体育課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学校体育に関すること。
  - (2) 社会体育に関すること。
  - (3) スポーツの振興に関すること。
  - (4) 学校保健に関すること。
  - (5) 学校安全指導に関すること。
  - (6) 学校給食に関すること。
  - (7) 体育団体、学校衛生団体及び学校給食団体に関すること。
  - (8) 学校職員及び児童・生徒の健康管理並びに環境衛生に関すること。
  - (9) 奥武山総合運動場に関すること。
  - (10) 災害共済事務に関すること。
  - (11) その他保健、体育及び給食に関すること。

- ケ その他学校教育に関する指導・助言並びに学校の管理運営に関すること。
- (2) 県立学校の通学区域に関すること。
  - (3) 県立学校の学科編成に関すること。
  - (4) 生徒指導の企画及び総合調整に関すること。
  - (5) 特別支援学校及び特別支援学級に対する教育その他の教育の振興に係る総合的企画並びに必要とする幼児、児童及び生徒に関すること。
  - (6) 管理職選考試験に関すること。
  - (7) 育英奨学及び人材育成に関すること。
  - (8) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。
  - (9) 総合教育センターに関すること。
  - (10) 実習船運営事務所に関すること。
  - (11) 実習船運営事務所に関すること。
  - (12) 外国語指導助手に関すること。
  - (13) 公私立高等學校協議会に関すること。
  - (14) 職員団体に関すること。

## (保健体育課の分掌事務)

- 第9条 保健体育課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学校体育に関すること。
  - (2) 社会体育に関すること。
  - (3) スポーツの振興に関すること。
  - (4) 学校保健に関すること。
  - (5) 学校安全指導に関すること。
  - (6) 学校給食に関すること。
  - (7) 体育団体、学校衛生団体及び学校給食団体に関すること。
  - (8) 学校職員及び児童・生徒の健康管理並びに環境衛生に関すること。
  - (9) 奥武山総合運動場に関すること。
  - (10) 災害共済事務に関すること。
  - (11) その他保健、体育及び給食に関すること。

## 第10条（省略）

## （文化財課の分掌事務）

第11条 文化財課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文化財に関すること。
- (2) 文化財に関すること。
- (3) 理藏文化財センターに関すること。
- (4) 博物館に関すること。
- (5) 博物館・美術館に関すること。（沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則（平成23年外縄県教育委員会規則第号）で委任するものを除く。）。
- (6) 琉球歴史及び外縄県史の資料の収集、編集及び発行に関すること。
- (7) 琉球歴史及び沖縄県史の史料の調査研究及び史料の活用に関すること。
- (8) 美術品としての銃砲刀剣類の登録に関すること。
- (9) 学校における芸術文化に関すること。

## 第11条の2から第13条（省略）

（削る）

## 第10条（省略）

## （文化課の分掌事務）

第11条 文化課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文化文化に関すること。
- (2) 文化財に関すること。
- (3) 文化関係団体に関すること。
- (4) 美術品としての銃砲刀剣類の登録に関すること。
- (5) 著作者権に関すること。
- (6) 博物館に関すること。
- (7) 埋蔵文化財センターに関すること。
- (8) 博物館・美術館に関すること（沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則（平成23年外縄県教育委員会規則第号）で委任するものを除く。）。
- (9) 琉球歴史及び沖縄県史の資料の収集、編集及び発行に関すること。
- (10) 琉球歴史及び沖縄県史の史料の調査研究及び史料の活用に関すること。
- (11) その他文化振興に関すること。

## 第11条の2から第13条（省略）

## （実習船運営事務所）

第13条の2 本庁の事務の一部を分掌させるため、糸満市西崎一丁目1番1号に、教育厅実習船運営事務所（以下「実習船運営事務所」という。）を設置する。

- 2 実習船運営事務所の事務は、次のとおりとする。
- (1) 文書の收受、発送及び保存に関すること。
  - (2) 職員の給与、諸手当、旅費等に関すること。
  - (3) 予算、決算その他の会計事務に関すること。
  - (4) 実習船及び設備の維持、管理に関すること。
  - (5) 実習生の処理に関すること。
  - (6) 実習船の造修に関すること。
  - (7) 実習船の運航計画及び実施に関すること。
  - (8) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）、漁船法（昭和25年法律第178号）等による実習船の諸検査、許認可及び登録に関すること。
  - (9) 実習船の安全管理に関すること。
  - (10) 乗船実習の指導に関すること。
  - (11) 実習船の管理運営についての、学校との連絡調整に関すること。
  - (12) 漁業資源調査及び水産教育に関する調査並びにその活用に関すること。

<p>(13) 実習船の運航及び実習に伴う関係省庁との連絡調整並びに報告等に関すること。</p> <p>(14) 実習船運営協議会に関すること。</p>	<p>第14条 (省略)</p> <p>(統括監)</p> <p>第15条 本庁に教育管理統括監及び教育指導統括監（以下「統括監」という。）を置く。</p> <p>2 教育管理統括監は、総務課、財務課、施設課及び福利課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。</p> <p>3 教育指導統括監は、県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課及び文化課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。</p> <p>4 統括監は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育長の職務を代行する。</p>	<p>第15条 本庁に教育管理統括監及び教育指導統括監（以下「統括監」という。）を置く。</p> <p>2 教育管理統括監は、総務課、財務課、施設課及び福利課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。</p> <p>3 教育指導統括監は、県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課及び文化課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。</p> <p>4 統括監は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育長の職務を代行する。</p>	<p>第16条から20条の3 (省略)</p> <p>(所長等)</p> <p>第21条 教育事務所及び実習船運営事務所に、所長を置く。</p> <p>2 所長は、上司の命を受け、教育事務所又は実習船運営事務所の事務を掌理する。</p> <p>第22条 教育事務所に、班長を置く。</p> <p>2 班長は、上司の命を受け、班の事務を処理するとともに、班の事務について所長を補佐する。</p> <p>第23条 教育事務所に、特に必要があるときは、主幹を置くことができる。</p> <p>2 主幹は、上司の命を受け、教育事務所の特定事項を処理するとともに、特に指定された事務に従事する。</p>	<p>第16条から20条の3 (省略)</p> <p>(所長等)</p> <p>第21条 教育事務所及び実習船運営事務所に、所長を置く。</p> <p>2 所長は、上司の命を受け、教育事務所又は実習船運営事務所の事務を掌理する。</p> <p>第22条 教育事務所に、班長を置く。</p> <p>2 班長は、上司の命を受け、班の事務を処理するとともに、班の事務について所長を補佐する。</p> <p>第23条 教育事務所及び実習船運営事務所に、特に必要があるときは、主幹を置くことができる。</p> <p>2 主幹は、上司の命を受け、教育事務所又は実習船運営事務所の特定事項を処理するとともに、特に指定された事務に従事する。</p>	<p>第23条の2から第25条 (省略)</p> <p>(職員)</p> <p>第26条 教育庁に置く職員は、指導主事、社会教育主事、社会教育主事補、事務員、技術職員及びその他の職員とする。</p> <p>(職員の職及び職務)</p> <p>第27条 前条に規定する職員の職及び職務は第15条から第24条までに定めるもの</p>
--	--	--	--	--	--

のほか、次の表のとおりとする。

職員	職	職務
指導主事	指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に従事する。
社会教育主事 (削る)	社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える。
事務職員	副主査 専門員 (削る)	上司の命を受け、担任業務を分掌する。 (削る) (削る)
技術職員	学校保健技師 副主査 主任 技師 (削る)	上司の命を受け、学校における保健管理に關し、専門的、技術的な指導及び技術に従事する。 上司の命を受け、担任業務を分掌する。 上司の命を受け、技術を分掌する。 上司の命を受け、技術に従事する。 (削る) (削る) (削る)

のほか、次の表のとおりとする。

職員	職	職務
指導主事	指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に従事する。
社会教育主事	社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える。
社会教育主事補 (削る)	社会教育主事補	上司の命を受け、社会教育主事の職務を助ける。
事務職員	副主査 専門員 統計主事 主任 主事	上司の命を受け、担任業務を分掌する。 上司の命を受け、保健体育に関する専門的、技術的な指導に従事する。 上司の命を受け、指定期制調査その他の統計調査の事務に従事する。 上司の命を受け、業務を分掌する。 上司の命を受け、事務に従事する。
技術職員	学校保健技師 副主査 主任 技師 船長 通信長	上司の命を受け、学校における保健管理に關し、専門的、技術的な指導及び技術に従事する。 上司の命を受け、担任業務を分掌する。 上司の命を受け、技術を分掌する。 上司の命を受け、技術に従事する。 (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)

(削る)	運転士 (削る)	上司の命を受け、運転業務に従事する。 (削る)
(削る)	通信士 指導教官 甲板長	上司の命をつかさどる。 上司の命を受け、実習生の指導にあたる。
(削る)	操縦機長	上司の命をつかさどる。 上司の命を受け、実習船の甲板における業務をつかさどる。
(削る)	操舵手	上司の命をつかさどる。 上司の命を受け、実習船の機関操作に関する業務をつかさどる。
(削る)	司厨長	上司の命をつかさどる。 上司の命を受け、実習船の操舵に関する業務をつかさどる。
(削る)	その他の職員	上司の命をつかさどる。 上司の命を受け、保健体育主事の職務を助ける。
(削る)	運転士 主任	上司の命を受け、運転業務に従事する。 上司の命をつかさどる。
(削る)	甲板員	上司の命をつかさどる。 上司の命を受け、実習船の甲板における業務に従事する。
(削る)	機関員	上司の命を受け、実習船の機関における業務に従事する。
(削る)	司厨員	上司の命を受け、実習船の厨房に関する業務に従事する。

第28条（省略）

（職員数）

第29条 本庁の課及び教育事務所の職員数は、教育長が定める。

第28条（省略）

（職員数）

第29条 本庁の課、教育事務所及び実習船運営事務所の職員数は、教育長が定める。

第30条（省略）

（職員数）

第30条 本庁の課、教育事務所及び実習船運営事務所の職員数は、教育長が定める。

第3章 教育機関及び附属機関  
(教育機関)

第31条 教育委員会の所管に属する教育機関は、学校のほか、次のとおりとする。

- (1) 沖縄県立総合教育センター
- (2) 沖縄県立図書館

第3章 教育機関及び附属機関  
(教育機関)

第31条 教育委員会の所管に属する教育機関は、学校のほか、次のとおりとする。

- (1) 沖縄県立総合教育センター
- (2) 沖縄県立図書館

- (3) 沖縄県立博物館・美術館  
 (4) 沖縄県立埋蔵文化財センター  
 (5) 沖縄県立名護青少年の家  
 (6) 沖縄県立糸満青少年の家  
 (7) 沖縄県立石川青少年の家  
 (8) 沖縄県立玉城青少年の家  
 (9) 沖縄県立宮古青少年の家  
 (10) 沖縄県立石垣青少年の家  
 (削る)

(教育機関の組織等)

- 第32条 教育機関の設置、組織、職員の職の設置、その他運営に関する事項は、別に定めるとこころによる。
- (附属機関)
- 第33条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄県産業教育審議会  
 (2) 沖縄県教科用図書選定審議会  
 (3) 沖縄県立図書館協議会  
 (4) 博物館・美術館協議会  
 (削る)
- (5) 沖縄県社会教育委員会  
 (6) 沖縄県文化財保護審議会  
 (7) 沖縄県心身障害児適正就学指導委員会  
 (8) 沖縄県歴代宝案編集委員会  
 (9) 沖縄県生涯学習審議会  
 (10) 新沖縄県史編集委員会

- (3) 沖縄県立博物館・美術館  
 (4) 沖縄県立埋蔵文化財センター  
 (5) 沖縄県立名護青少年の家  
 (6) 沖縄県立糸満青少年の家  
 (7) 沖縄県立石川青少年の家  
 (8) 沖縄県立玉城青少年の家  
 (9) 沖縄県立宮古青少年の家  
 (10) 沖縄県立石垣青少年の家  
 (11) 沖縄県立奥武山総合運動場

(教育機関の組織等)

第32条 教育機関の設置、組織、職員の職の設置、その他運営に関する事項は、別に定めるとこころによる。

(附属機関)

第33条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄県産業教育審議会  
 (2) 沖縄県教科用図書選定審議会  
 (3) 沖縄県立図書館協議会  
 (4) 博物館・美術館協議会  
 (5) 沖縄県スポーツ振興審議会  
 (6) 沖縄県社会教育委員会  
 (7) 沖縄県文化財保護審議会  
 (8) 沖縄県心身障害児適正就学指導委員会  
 (9) 沖縄県歴代宝案編集委員会  
 (10) 沖縄県生涯学習審議会  
 (11) 新沖縄県史編集委員会

		沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）新旧対照表	
改	正 案	現	行
(青少年の家)	(青少年の家)	(青少年の家)	(青少年の家)
第5条 沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家（以下「青少年の家」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。	第5条 沖縄県立石川青少年の家、沖縄県立玉城青少年の家、沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家（以下「青少年の家」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。	(1) 予算、決算その他会計事務に関すること。 (2) 公印の管掌に関すること。 (3) 施設、設備の管理に関すること。 (4) 職員の服務及び福利厚生に関すること。 (5) 樹木の保全育成に関すること。 (6) 青少年の共同宿泊による生活指導及び技術指導に関すること。 (7) 青少年の研修会、講習会、体育、レクリエーションその他社会教育活動に関すること。 (8) 青少年教育の資料の収集、作成及び利用に関すること。 (9) 青少年指導者の研修に関すること。 (10) 前各号に定めるもののほか、青少年の家に関する必要な事務に関すること。	(1) 予算、決算その他会計事務に関すること。 (2) 公印の管掌に関すること。 (3) 施設、設備の管理に関すること。 (4) 職員の服務及び福利厚生に関すること。 (5) 樹木の保全育成に関すること。 (6) 青少年の共同宿泊による生活指導及び技術指導に関すること。 (7) 青少年の研修会、講習会、体育、レクリエーションその他社会教育活動に関すること。 (8) 青少年教育の資料の収集、作成及び利用に関すること。 (9) 青少年指導者の研修に関すること。 (10) 前各号に定めるもののほか、青少年の家に関する必要な事務に関すること。

第20条 前条に規定する職員の職及び職務は、第6条から第16条までに定めるもののはか、次の表のとおりとする。

職員	職	職務	職務
事務職員	研究主任 専門員 専門職員	上司の命を受け、指導及び研究に従事する。 上司の命を受け、専門的事務に従事する。 上司の命を受け、青少年の家の専門的、技術的な指導に従事する。	上司の命を受け、指導及び研究に従事する。 上司の命を受け、専門的事務に従事する。 上司の命を受け、青少年の家の専門的、技術的な指導に従事する。
	副主査 司書 主任 主事	上司の命を受け、担任業務を分掌する。 上司の命を受け、図書館の専門的事務に従事する。 上司の命を受け、業務を分掌する。 上司の命を受け、事務に従事する。	上司の命を受け、担任業務を分掌する。 上司の命を受け、図書館の専門的事務に従事する。 上司の命を受け、業務を分掌する。 上司の命を受け、事務に従事する。
技術職員	副主査 主任 技師	上司の命を受け、担任業務を分掌する。 上司の命を受け、技術を分掌する。 上司の命を受け、技術に従事する。	上司の命を受け、担任業務を分掌する。 上司の命を受け、技術を分掌する。 上司の命を受け、技術に従事する。
その他の職員	(削る) 運転士	(削る) 上司の命を受け、運転業務に従事する。	上司の命を受け、司書の職務を助ける。 上司の命を受け、運転業務に従事する。

用務員　　上司の命を受け、単純な業務に従事する。

用務員　　上司の命を受け、単純な業務に従事する。

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表		
改	正	案
(職員組織)		
2 第48条 学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。 2 学校には、前項に定めるものほか、必要に応じて、副校長、主幹教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手その他必要な職員を置くことができる。	2 第48条 学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。 2 学校には、前項に定めるものほか、必要に応じて、副校長、主幹教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、その他必要な職員を置くことができる。	(職員組織)  (その他の職員)
(その他の職員)		
2 第54条 学校には、必要に応じて、農業技術補佐員、調理員、用務員及び技術職員を置くことができる。 2 農業技術補佐員は、上司の命を受け、農業に関する労務に従事する。 3 調理員は、上司の命を受け、給食等に従事する。 4 用務員は、上司の命を受け、学校の環境の整備その他の用務に従事する。 (削る) 5 技術職員は、上司の命を受け、技術に関する業務に従事する。 (削る)	2 第54条 学校には、必要に応じて、農業技術補佐員、調理員、用務員、警備員、副主査、主任及び技術職員を置くことができる。 2 農業技術補佐員は、上司の命を受け、農業に関する労務に従事する。 3 調理員は、上司の命を受け、給食等に従事する。 4 用務員は、上司の命を受け、学校の環境の整備その他の用務に従事する。 5 警備員は、上司の命を受け、学校の警備に従事する。 6 副主査は、上司の命を受け、技術に関する業務を分掌する。 7 主任は、上司の命を受け、技術に関する業務を分掌する。 8 技術職員は、上司の命を受け、技術に関する業務に従事する。	(その他の職員)  第54条 学校には、必要に応じて、農業技術補佐員、調理員、用務員、警備員、副主査、主任及び技術職員を置くことができる。 2 農業技術補佐員は、上司の命を受け、農業に関する労務に従事する。 3 調理員は、上司の命を受け、給食等に従事する。 4 用務員は、上司の命を受け、学校の環境の整備その他の用務に従事する。 5 警備員は、上司の命を受け、学校の警備に従事する。 6 副主査は、上司の命を受け、技術に関する業務を分掌する。 7 主任は、上司の命を受け、技術に関する業務を分掌する。 8 技術職員は、上司の命を受け、技術に関する業務に従事する。
(実習船の管理及び運営のための職員)		
2 第54条の2 水産に関する専門教育を主とする学科を置く学校には、実習船を管理し、及び運営するため、船長、機関長、通信長、一等航海士、二等航海士、三等航海士、一等機関士、二等機関士、三等機関士、通信士、指導教官、甲板長、操縦長、操舵手及び司厨長を置くことができる。 2 船長は、校長の監督を受け、船員法（昭和22年法律第100号）第2章に定める職務を行ふ。 3 機関長は、上司の命を受け、実習船の機関に関する業務を掌理する。 4 通信長は、上司の命を受け、実習船の通信に関する業務を掌理する。 5 一等航海士、二等航海士及び三等航海士は、上司の命を受け、実習船の航海に関する業務をつかさどる。 6 一等機関士、二等機関士及び三等機関士は、上司の命を受け、実習船の機関に関する業務をつかさどる。 7 通信士は、上司の命を受け、実習船の通信に関する業務をつかさどる。 8 指導教官は、上司の命を受け、実習生の指導にあたる。	2 第54条の2 水産に関する専門教育を主とする学科を置く学校には、実習船を管理し、及び運営するため、船長、機関長、通信長、一等航海士、二等航海士、三等航海士、一等機関士、二等機関士、三等機関士、通信士、指導教官、甲板長、操縦長、操舵手及び司厨長を置くことができる。 2 船長は、校長の監督を受け、船員法（昭和22年法律第100号）第2章に定める職務を行ふ。 3 機関長は、上司の命を受け、実習船の機関に関する業務を掌理する。 4 通信長は、上司の命を受け、実習船の通信に関する業務を掌理する。 5 一等航海士、二等航海士及び三等航海士は、上司の命を受け、実習船の航海に関する業務をつかさどる。 6 一等機関士、二等機関士及び三等機関士は、上司の命を受け、実習船の機関に関する業務をつかさどる。 7 通信士は、上司の命を受け、実習船の通信に関する業務をつかさどる。 8 指導教官は、上司の命を受け、実習生の指導にあたる。	

- 9 甲板長は、上司の命を受け、実習船の甲板における業務をつかさどる。

10 操機長は、上司の命を受け、実習船の機関操作に関する業務をつかさどる。

11 探舵手は、上司の命を受け、実習船の操舵に関する業務をつかさどる。

12 司厨長は、上司の命を受け、実習船の厨房に関する業務をつかさどる。

第54条の3 前条の規定により船長その他の職員を置く学校には、必要に応じて、主任、甲板員、機関員及び司厨員を置くことができる。

2 主任は、上司の命を受け、実習船の甲板、機械及び厨房に関する業務を分掌する。

3 甲板員は、上司の命を受け、実習船の甲板における業務に従事する。

4 機関員は、上司の命を受け、実習船の機関における業務に従事する。

5 司厨員は、上司の命を受け、実習船の厨房に関する業務に従事する。

任命及アベ任期)

第60条 第56条から前条までに規定する主任等は、当該学校の教諭（保健主事にあつては教諭又は養護教諭）のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

前項に拘る主任等の任期は當日から來年三月三十日までである。

前項に規定する主任等は、再任されることがある。  
日までとする。

卷之三

新規則第22号)に於ける所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規定(昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号)

(公立学校職員の勤務時間)		現行	行
改	正	案	
(公立学校職員の勤務時間)			
第3条 公立学校に勤務する職員（県立学校職員（沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）別表第3に規定する海事職給料表の適用を受ける職員（以下「海事職給料表適用者」という。）を除く。）並びに市町村立学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設を含む。以下同じ。）の職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長（学校給食法第6条に規定する施設に勤務する職員にあっては、当該施設の長。以下同じ。）が定める。	第3条 公立学校に勤務する職員（県立学校職員（沖縄県職員の給与に関する条例（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設を含む。以下同じ。）の職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長（学校給食法第6条に規定する施設に勤務する職員にあっては、当該施設の長。以下同じ。）が定める。	第3条 公立学校に勤務する育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該育児短時間勤務等の内容に従い校長が定め、勤務時間の割り振りは、校長が定める。	2 公立学校に勤務する職員（海事職給料表適用者に限る。）の勤務時間は、毎52週間につき1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、校長が定める。
3 公立学校に勤務する育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該育児短時間勤務等の内容に従い校長が定め、勤務時間の割り振りは、校長が定める。	3 公立学校に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかる30分から31時間までの範囲内で教育長が定め、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長が定める。	3 公立学校に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかる30分から31時間までの範囲内で教育長が定め、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長が定める。	2 公立学校に勤務する育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定に従い校長が定め、勤務時間の割り振りは、校長が定める。
4 公立学校に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかる30分から31時間までの範囲内で教育長が定め、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長が定める。	4 公立学校に勤務する任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかる30分から31時間までの範囲内で教育長が定め、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長が定める。	4 公立学校に勤務する任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかる30分から31時間までの範囲内で教育長が定め、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長が定める。	3 公立学校に勤務する育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定に従い校長が定め、勤務時間の割り振りは、校長が定める。
5 公立学校に勤務する職員（海事職給料表適用者に限る。）の勤務時間は、毎52週間につき1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、校長が定める。	5 公立学校に勤務する職員（海事職給料表適用者に限る。）の勤務時間は、毎52週間につき1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、校長が定める。	5 公立学校に勤務する職員（海事職給料表適用者に限る。）の勤務時間は、毎52週間につき1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、校長が定める。	4 公立学校に勤務する職員（海事職給料表適用者に限る。）の勤務時間は、毎52週間につき1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、校長が定める。
(各機関の職員の勤務時間)			
第4条 沖縄県教育庁教育事務所及び沖縄県立総合教育センターに勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。	第4条 沖縄県教育事務所及び沖縄県立総合教育センターに勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。	第4条 沖縄県教育事務所、実習船運営事務所及び沖縄県立総合教育センターに勤務する職員（実習船運営事務所に勤務する職員であつて沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）別表第3に規定する海事職給料表の適用を受ける職員（以下「海事職給料表適用者」という。）を除く。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。	

2	沖縄県立図書館、沖縄県立埋蔵文化財センター及び沖縄県立青少年の家の勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。	2	沖縄県立図書館、沖縄県立埋蔵文化財センター及び沖縄県立青少年の家の勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。	2	沖縄県立図書館、沖縄県立埋蔵文化財センター及び沖縄県立青少年の家に勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。
3	実習船運営事務所に勤務する職員（海事職給料表適用者に限る。）の勤務時間は、毎52週間につき1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、教育長が別に定めるとこころにより実習船運営事務所長が定める。	3	実習船運営事務所に勤務する職員（海事職給料表適用者に限る。）の勤務時間は、毎52週間につき1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、教育長が別に定めるとこころにより実習船運営事務所長が定める。	3	実習船運営事務所に勤務する職員（海事職給料表適用者に限る。）の勤務時間は、毎52週間につき1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、教育長が別に定めるとこころにより実習船運営事務所長が定める。
4	第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、前3項の規定にかかわらず、当該育児短時間勤務等の内容に従い各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の長が定める。	4	第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、前3項の規定にかかわらず、当該育児短時間勤務等の内容に従い各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の長が定める。	4	第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、前3項の規定にかかわらず、当該育児短時間勤務等の内容に従い各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の長が定める。
5	第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。	5	第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。	5	第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。
6	第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。	6	第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。	6	第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。

沖縄県歴代宝案編集委員会規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第6号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
第1条から第7条（省略） (庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>教育厅文化財課</u> において処理する。 第9条（省略）	第1条から第7条（省略） (庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>教育厅文化課</u> において処理する。 第9条（省略）

沖縄県埋蔵文化財事務処理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第20号）新旧対照表			
改	正	案	現
第1条及び第2条（省略）	第1条及び第2条（省略）	第1条及び第2条（省略） (評価員等)	第1条及び第2条（省略） (評価員等)
		<p>第3条 法第105条第1項及び法第107条第1項に規定する埋蔵文化財の報償金に係る価格を決定しなければならない。</p> <p>2 前項の評価員は評価すべき物件について直接利害関係のないもののうちから、物件ごとに3人以上の学識経験者を、必要に応じて教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 評価は原則として文書によるものとし、これを記録しなければならない。</p> <p>4 評価員に関する事務は、<u>教育庁文化財課</u>において処理するものとする。</p>	<p>第3条 法第105条第1項及び法第107条第1項に規定する埋蔵文化財の報償金に係る価格を決定しようとするときは、教育委員会は埋蔵文化財価格評価員の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 前項の評価員は評価すべき物件について直接利害関係のないもののうちから、物件ごとに3人以上の学識経験者を、必要に応じて教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 評価は原則として文書によるものとし、これを記録しなければならない。</p> <p>4 評価員に関する事務は、<u>沖縄県教育庁文化課</u>において処理するものとする。</p>